

告 示

埼玉県告示第五百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク春日部緑町店

埼玉県春日部市緑町三丁目七百五十三の一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

・ 生活道路が来・退店車両のルートにならないような措置を講じてください。

・ 近隣への騒音（来店・荷捌き車両、台車、ショッピングカート、店内放送、来店者の会話等）及び照明等に十分に配慮した対策を講じてください。

・ 「春日部市商工業振興基本条例」及び埼玉県の「大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン」に基づいた地域商業及び地域社会への貢献に対する協力を努めてください。

二 縦覧期間

平成二十三年五月十日から平成二十三年六月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター